

沼田町建設工事に係る入札金額の工事費内訳書に関する事務取扱要綱

平成27年6月1日

全部改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第12条及び第13条の規定に基づく公共工事の入札に係る入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出並びに内容の確認等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札金額の工事費内訳書の提出は、沼田町が発注する工事のうち競争入札に付する全ての建設工事を対象とする。

2 工事費内訳書の提出は、初度の入札について行うものとし、再度入札については提出を要しないものとする。

(入札参加者への周知)

第3条 工事費内訳書の提出を要する入札については、入札の指名通知又は公告（以下「入札指名等」という。）において、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 工事費内訳書の記載事項等
- (2) 工事費内訳書の提出方法
- (3) 工事費内訳書の取扱い

(工事費内訳書)

第4条 工事費内訳書の標準的な様式は、別記様式のとおりとし、入札指名等に添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別記様式によりがたいと認めるときは、他の様式によることができるものとする。この場合においても、直接工事費とそれ以外の経費とは区分するものとする。

(提出方法)

第5条 入札参加者は、入札書と工事費内訳書をホチキス止めし、入札時に入札書と同一の封筒に入れて提出するものとする。この場合において、提出された

工事費内訳書は、返戻しないものとする。

(法第13条の規定による措置)

第6条 前条の規定により工事費内訳書の提出があったときは、法第13条の規定により、内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

(入札の無効等)

第7条 前条に規定する措置として、工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、沼田町財務規則(平成5年沼田町規則第3号)第110条第10号(第118条において準用する場合を含む。)に該当するものとし、当該工事費内訳書を提出した者の当該入札を無効とする。ただし、入札執行者が軽微な誤りであると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書を入札者以外の者が提出した場合
- (3) 工事費内訳書の記載事項その他の要件が確認できない場合
- (4) 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が相違している場合
- (5) 工事費内訳書に記名押印がない場合

2 前項に規定するもののほか、談合の可能性が疑われる場合は、工事費内訳書の関係機関等への提出その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年5月1日から適用する。

別記様式（第4条関係）

令和 年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者 氏名

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	工事
-------	----

工 種 等	金 額 (円)
道路改良 A	
土 工 a	
法面工 b	
擁壁工 c	
雑 工 d	
直接工事費 A (a + b + c + d)	
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費 B	
現場管理費 C	
うち法定福利費の事業主負担額 (※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等 D	
工事価格 A + B + C + D	
うち安全衛生経費 (※2)	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」